

八代東ロータリー・クラブ細則

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数：投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合は本クラブ会員総数の3分の1、クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数
5. R I : 国際ロータリー
6. 年度：7月1日に始まる12ヶ月

第2条 理事会 本クラブの管理主体は本クラブの会員15名（ノミニー選出時は16名）により成る理事会とする。すなわち、会長、副会長、会長エレクト、（会長ノミニー）、幹事、会計、会場監督の6名（ノミニー選出時は7名）と、本細則第3条第1節に基づいて選挙された9名の理事である。

第3条 理事および役員の選出と任期

第1節 役員候補者の指名

1. 本クラブは、第5条第1節に定める年次総会において次年度の役員および理事を選出する。
年次総会の1か月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、次の職に対する候補者を指名することを求めなければならない。
 - ・会長エレクトとして翌年度（選出後最初の7月1日に始まる年度）に会長に就任する者
 - ・会長ノミニーとして次々年度に会長に就任する者
 - ・会長デジグネートとして次々々年度に会長に就任する者
 - ・幹事
 - ・会計
 - ・会場監督
 - ・9名の理事

2. 前項の指名は、クラブの決定するところに従い、指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。指名委員会を用いる場合は、その委員の任命方法その他必要な事項を細則で定める。

3 この指名に際し、当クラブの慣例として、現会長は、会長デジグネートとして次々々年度に会長に就任する候補者を推薦し、会長エレクトは、副会長を除く次年度の役員および理事の候補者を推薦するものとする。これらの推薦は、第1項の例会において会員に示される。

4 第1項の例会において、議長は、役職ごとに他の候補者の有無を会員に問い合わせ、追加の候補者がある場合には、その被推薦者本人の同意を得てこれを候補者として受理する。

5 前各項の手続により指名された候補者は、役職ごとに候補者名をアルファベット順に記載した名簿として整理し、年次総会に付するものとする。

6 前各項の規定により選出される将来の会長候補は、その就任予定年度に応じて、就任予定年度が選出後最初の7月1日に始まる年度である者を会長エレクト、その翌年度である者を会長ノミニー、そのさらに翌年度である者を会長デジグネートと称するものとする。

7 副会長は、原則として直前会長がこれに就任するものとする。ただし、直前会長が副会長の職に就任できない場合その他の事情により副会長の地位が空席となるときは、前各項の定めるところにより、副会長を指名し、年次総会に付することができる

第2節 承認および選挙の方法

1 年次総会において、議長は前節の手続により指名された各役職の候補者名簿を会員に示す。

2 各役職について候補者が1名であり、かつ出席会員から異議が出ない場合には、議長は出席会員に対し拍手による賛成の意思表示を求め、その拍手多数をもって、その候補者が当該役職に選出されたものと宣言する。この場合、投票による選挙は行わない。

3 いずれかの役職について次のいずれかに該当する場合には、当該役職に限り選挙を行うものとする。

- ・候補者が2名以上であるとき
- ・前項の拍手による承認について、出席会員から異議が出たとき
- ・拍手による承認の可否が明らかでないと議長が判断したとき

4 前項の選挙は、無記名投票その他クラブの定める方法によって行い、有効投票の過半数を得た候補者が当選したものと宣言される。

5 前項の選挙において過半数を得た候補者がない場合の取扱いその他必要な事項は、別に細則で定める。

第3節 役員および理事の欠員補充

役員または理事会メンバーに欠員が生じたときは、残りの理事の決定によって後任者を任命し、その残任期間を務めさせるものとする。

第4節 役員エレクト等の欠員補充

会長エレクト、会長ノミニー、会長デジグネットその他の役員エレクトまたは理事エレクトの地位に欠員が生じたときは、残りの理事エレクトの決定によって後任者を任命し、その残任期間を務めさせるものとする。

第5節 任期

1 各役職の任期は、次のとおりとする。

<u>・会長</u>	<u>1年</u>
<u>・会長エレクト</u>	<u>1年</u>
<u>・会長ノミニー</u>	<u>1年</u>
<u>・会長デジグネット</u>	<u>1年</u>
<u>・副会長</u>	<u>1年 (原則として直前会長が就任する)</u>
<u>・会計</u>	<u>1年</u>
<u>・幹事</u>	<u>1年</u>
<u>・会場監督</u>	<u>1年</u>
<u>・理事</u>	<u>1年</u>

2 副会長は、原則として直前会長がこれに就任し、その任期は当該年度の1年間とする。ただし、第1節第7項ただし書により選出された副会長についても、その任期は当該年度の1年間とする。

3 会長の任期はクラブ定款により1年間とする。ただし、後任者が選出されていない場合には、クラブ定款の趣旨に反しない範囲で、現会長の任期を最長1年間まで延長することができる。

第4条 役員の任務

第1節 会長 本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第2節 会長エレクト及びノミニー 会長エレクトは会長就任に向けて準備し、両名は理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うことをもつて会長エレクト及びノミニーの任務とする。

第3節 副会長 会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付隨する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

第4節 幹事 会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、全会員の人頭分担金および半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、会員資格変更報告、諸種の義務報告をR Iの職に付随する任務を行うことをもって幹事の任務とする。

第5節 会計 すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会計の任務とする。その職を去るに当たっては会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第6節 会場監督 クラブの例会及び会合の秩序を維持する。

第7節 理事 クラブの会合と理事会の会合に出席する。

第5条 会合

第1節 年次総会 本クラブの年次総会は毎年12月31日までの例会日に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

第2節 本クラブの例会は定期の週の木曜日12時30分に開催するものとする。但し、本クラブ定款第7条第1節(d)に定められた例会取りやめの他に、年8回まで例会を取りやめができる。ただし、あらゆる変更または例会の取消は、クラブ会員全員にかかるべく通知される

第3節 会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第4節 定例理事会は毎月第1例会日に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または2名の理事からの要求があるとき、会長によって招集されるものとし、開催にあたっては然るべき通知を行う。

第5節 理事及び役員の過半数をもって理事会の定員数とする。

第6条 出席（マークアップ） 本クラブは、当クラブ定款第10条第1節(d)の規定にかかわらず、例会の定例の時の前28日、または後28日以内に欠席をマークアップしなければならない。ただし、定款10条第1節(d)(7)のマークアップ分については同年度内とする。

第7条 会費 本クラブの年会費は16万円とし、各半年に毎年7月1日および1月1日に納入すべきものとする。クラブ年会費にはR I人頭分担金、R I公式雑誌の購読料、地区賦課金クラブ会費、ロータリーまたは地区によるその他の賦課金で構成される。

第8条 採決の方法 本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。

第9条 五大奉仕部門 五大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕である。本クラブは、五大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第10条 委員会 クラブ委員会は、五大奉仕部門に基づいた年次目標および長期目標を実行する責務を担う。会長ノミニー、会長エレクト、会長、直前会長は、指導の継続性と計画の一貫性を図るよう協力すべきである。継続性を保持するため、可能であれば、委員会委員が同じ委員会を3年間務めるように任命すべきである。会長エレクトは、任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員を任命し、委員会委員長を任命し、企画会議を設ける責務がある。委員長は、同委員会の委員としての経験者を有していることが推奨される。常任委員会は、次の通り任命されるべきものとする。

・戦略計画委員会

この委員会は、クラブの中長期的目標および行動計画を立て、実施するものである。

・会員増強委員会

この委員会は、会員の勧誘と維持に関する包括的な計画と立て、実施するものである

・公共イメージと認知度向上

この委員会は、一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を広報する計画を立て、この計画を実施するものである。

・クラブ管理委員会

この委員会はクラブの効果的な運営に関する活動を実施するものである。

・奉仕プロジェクト委員会

この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的、および職業的プロジェクトを立案し、実施するものである。

・ロータリー財団及び米山記念奨学会 委員会

この委員会は、寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団及び米山記念奨学会を支援する計画を立て、実施するものである。

その他、必要に応じて特別（アドホック）委員会を設けることができる。

(a)会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。

(b)各委員会は、本細則によって付託された職務および会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。

(c)それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整する責務を持ち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする

第11条 委員会の任務 会長は、自らの就任年度の諸委員会の任務を定め、見直すものとする。

各委員会の任務を発表するにあたり、会長は適切なR I 資料を参照するものとする。

奉仕プロジェクト委員会は、その年度計画を立てるにあたり、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕の部門を考慮に入れることとする。

各委員会は、毎年度の初めに設定された具体的な担当職務、明確な目標、行動計画の下に、年度中にその実施に当たるものとし、クラブの年次目標と長期目標に向けた取り組みの調整にあたる。会長エレクトは、上述の通り、ロータリーライドの開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、担当職務、目標、計画を理事会に提示するべく準備するため、必要な指導を行うという主要な責務がある。

第12条 出席義務規定の免除 理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間に限り本クラブの例会出席を免除される。

第13条 財務

第1節 各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。

その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。ただし理事会の議決によって別段の指示がなされた場合は、この限りではない。予算は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動運営に関する予算である。

第2節 会計 会計は、本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。クラブ資金は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営用と奉仕プロジェクトに関する資金である。

第3節 すべての勘定書は、会計もしくは権限をもつ役員によって支払われるものとする。ただし、これは他の2名の役員または理事が承認した場合のみとする。

第4節 すべての資金業務処理は、毎年1回有資格者によって全面的な検査が行われるものとする。

第5節 資金を預かりあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のため理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第6節 本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間に二半期に分けるものとし、中間財務報告が、年次会合にて報告されクラブ会員に配布される。人頭分担金とR I 公式雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第14条 会員選挙の方法

第1節 本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会にて提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別段の規定のある場合を除き、漏らしてはならない。

第2節 理事会は、その被推薦者が標準ロータリー・クラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節 理事会は、推薦書の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、クラブ幹事を通じて、推薦者に通告しなければならない。

第4節 理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員推薦書式に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節 被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員(名誉会員を除く)の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報をR Iに報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を2名以上指名し、同新会員をクラブ・プロジェクトまたは役目に配属する。

第7節 クラブは、標準ロータリー・クラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第15条 決議 クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案を審議してはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第16条 改正 本細則は、会員総数の3分の1の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。ただし、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に書面による通知を行わなければならない。標準ロータリー・クラブ定款およびR Iの定款、細則と背馳するごとき改正または条項追加を本細則に対して行う

ことはできない。R I 細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。

附 則

- 1 この細則は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この細則は、令和7年7月1日から改定施行する。
- 3 この細則は、令和8年1月1日から改定施行する。
- 4 本細則のほか、次の各規程を置く。

慶弔規程 (別添1)

危機管理規定 (別添2)

地区出向規程 (別添3)

八代東ロータリークラブ慶弔規定

- 第1条 この規定は、八代東ロータリークラブ会員及び名誉会員、家族及びクラブ縁故者に対する慶弔並びに見舞いについて定める。
- 第2条 この規定は慶弔並びに見舞いの事実発生の日から1ヵ月以内に、該当会員、名誉会員、家族又はその事実を知った他の会員、家族からクラブ会長に届けのあったものに限り適用する。
- 第3条 この規定で定める慶弔並びに見舞いは、会長又は副会長、幹事及び親睦委員長の三者で実施するものとする。
但し、差し支えのある場合はそれぞれ代行を以てこれに代え、もしくはその内二者で代行しても差し支えない。
- 第4条 会員又はその子が結婚した場合は次の区分により、クラブからお祝いをする。
1会員 20,000円 2 子 10,000円
- 第5条 会員に子が出生した場合は、クラブから5,000円のお祝いをする。
- 第6条 会員及び名誉会員が叙勲、褒賞、学位称号等を受けた場合、その他会員の身辺に特に慶事があった場合は、クラブから10,000円のお祝いをする。
- 第7条 会員及び名誉会員が療養 10日以上を要する傷病にかかった場合は、クラブから10,000円のお見舞いをする。
- 第8条 会員及び名誉会員の住居又は職場が火災、風水害その他不慮の災害により著しい被害を受けた場合は、実情によりクラブから慰問又はお見舞いをする。
前項の裁量はクラブ会長が行なう。
- 第9条 会員及び名誉会員、家族又は元会員が死亡した場合は、次の区分により、クラブからお悔やみをする。
1. 会員及び名誉会員は20,000円とし、その配偶者は10,000円とする。そして、会員、配偶者ともに供花および弔電
 2. 父母又は子 5,000円、弔電
 3. 元会員 弔電を打つ
 4. 1又は2以外の同居の親族 弔電を打つ
- ◎前項1の場合は、最も近い例会日に於いて、黙祷を捧げて弔意を表すものとする。
- 第10条 当クラブと特に縁故が密接な者又はその家族に対する慶弔もしくは見舞いについては、前各条に準じて会長が理事会に諮り、その都度これを定める。
- 第11条 会員個々に行う慶弔又は見舞い等は自由である。
- 第12条 会員の職場、自宅に多大な災害が発生した場合は、理事会で審議し、金額を決め見舞いをすることができる。年次予算の範囲内で勘案することとする。
- 第13条 本規定は、会長が理事会に諮り改正する事ができる。
本規定は、平成21年8月20日より実施する。
本規定は、平成30年8月1日より改定実施する。
本規定は、令和7年7月1日より改定実施する。
本規定は、令和7年12月4日より改定実施する。